

第3章 「基礎戦略2」

総合力豊かな人材を育てる
まちづくり

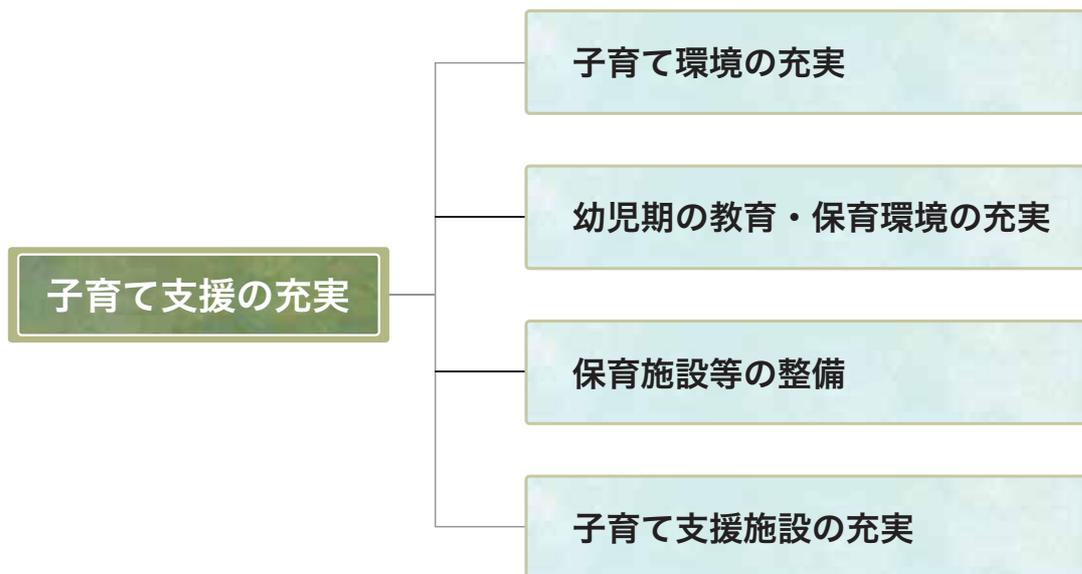




第 1 節 子育て支援の充実

1 現状と課題

- 保護者の視点に立ち、地域における子育て支援の充実に努めていく必要があります。また、子どもの医療費助成については、中学生までを対象に実施していますが、子育て世代の負担をさらに軽減させるための取り組みが必要です。
- 女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、幼児期の教育・保育ニーズも多様化しており、保護者の視点に立った保育環境の充実が求められています。
- 保育所などの保育施設については、必要に応じて施設整備に努めていますが、市中心部の保育所では利用ニーズが高く、定員超過傾向にありますので、こうした状況を踏まえながら施設整備を推進していく必要があります。
- 共働きの子育て世代では、放課後児童クラブへの期待や要望が高まっており、学童保育所の拡充が求められています。また、子育て支援センターなどを拠点として、地域の子育て支援体制の充実が必要です。





2 施策の方向 (目指す姿)

① 子育て環境の充実

子どもを健やかに育てるための生活環境や、子育てを支援する雇用環境の充実などを図りながら、子どもを産み育てやすい環境づくりに努めます。

また、県と連携しながら、医療費助成にかかる現物給付方式の導入、所得制限の撤廃等について検討を行うなど、子育て世代の負担軽減に向けて取り組みます。

② 幼児期の教育・保育環境の充実

子どもたちが、保育園・認定こども園や地域とのつながりを通じて、たくましい心と創造性豊かな人間に育つよう、幼児期の教育・保育環境の充実に努めます。

③ 保育施設等の整備

子どもたちが、良好な環境で保育又は教育が受けられるよう、保育所などの施設整備や健全な施設運営への支援に努めます。

④ 子育て支援施設の充実

学童保育所の施設整備を図るとともに、子育て支援センターやつどいの広場を拠点として、子育て情報の提供、子育て中の親子の交流機会の創出などに努め、地域の子育て支援体制の充実に努めます。

3 施策展開における役割

<p>市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や地域住民は、子育て支援に対する理解を深め、地域全体で子育て支援に関わることが期待されます。 ・事業者は、従業員や利用者の子育て支援への意識の向上を図り、子育て支援に関わることが期待されます。また、利用者の教育・保育ニーズの多様化に対応するため、保育環境の充実に努めるとともに、特別保育事業の推進を図ることが期待されます。
<p>市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代の視点に立ち、医療費助成による経済的負担軽減を図るなど、子育て支援の充実に努めます。 ・子育て世代が安心して働くことができるようにするため、特別保育事業など子育て支援サービスの拡充に努めます。 ・子どもたちが良好な環境で教育・保育を受けられるようにするため、保育所などの施設整備の支援に努めます。 ・保護者ニーズを踏まえ、学童保育所や地域の子育て支援体制の充実に努めます。



第3章 「基礎戦略2」 総合力豊かな人材を育てるまちづくり

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
子ども医療費助成事業	市	子どもの医療費の自己負担額の全部又は一部を支援する。
特別保育事業	市、事業者	延長保育や病児保育などの各種特別保育事業を行う。
民間保育所等施設整備事業	市、事業者	子どもたちが良好な環境で教育・保育が受けられるよう保育施設整備を支援する。
地域子育て支援拠点事業	市	子育て支援センター等を拠点として、地域の子育て支援体制の充実を図る。
放課後児童クラブ施設整備事業	市	放課後児童クラブへの期待と要望の高まりを踏まえ、学童保育所の施設整備を行う。

5 目標（基準：平成26年度）

指標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
子育て支援に関する満足度 平均値（ポイント） ※市民満足度アンケート	2.8	3.1	3.2	3.3	3.4	3.5
特別保育事業の実施箇所数 (箇所)	25	36	38	39	43	43
教育・保育の提供不足量 (人)	55	44	0	0	0	0

※「子育て支援に関する満足度平均数」のH26の欄の数値はH27の数値を使用



第1章 論
 第2章 基本構想
 第1章 重点戦略
 第2章 基礎戦略1
 第3章 基礎戦略2
 第4章 基礎戦略3
 付属資料

第2節

学校教育の充実

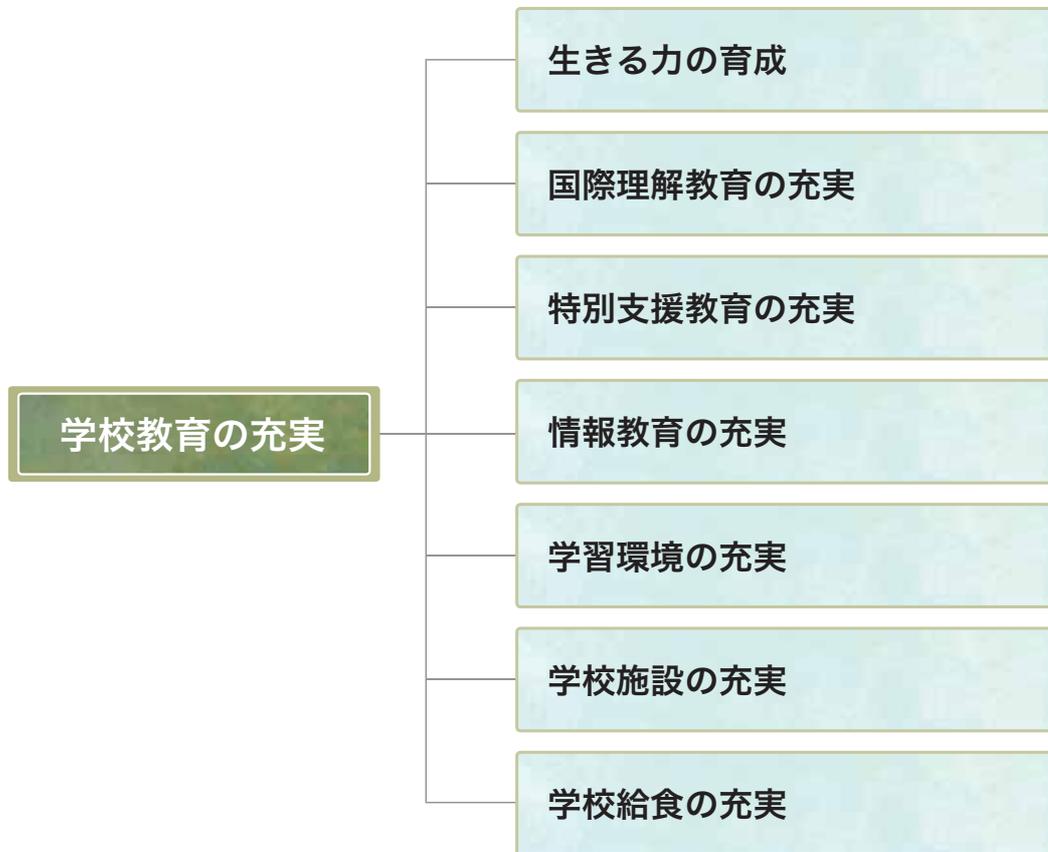
1

現状と課題

- これからの学校教育においては、「知・徳・体」を総合的に兼ね備えた社会に適応できる能力を育てる「人間形成」が求められています。学力向上については、全国水準に達していない教科を重点に、「わかる授業」の推進に向けた授業改善を図ってまいります。
- 世界との関係が深まっていく状況の中において、久慈と世界をつなぎ、「自立と共生の担い手」の育成が課題となります。このような国際化社会の中で、広い視野で総合的に考えることができるグローバル人材の育成と、国際理解教育を充実させるための英語教育の充実が求められています。
- ここ数年、特別な支援を要する児童・生徒が増え続けている状況の中において、特別支援教育の理解の促進と児童・生徒個々の教育的ニーズに応じた指導の充実が求められています。また、少子化による児童・生徒数の減少による小規模・複式教育を充実させる必要があります。
- インターネットやSNS等により個人情報が増え、インターネット内でのいじめ等の問題が数多く発生している状況の中、学校におけるICT機器の積極的な活用と情報モラルなどの情報教育の学習を充実させる必要があります。
- 小中学校の統廃合により、遠距離通学となった児童・生徒に対し、安全な通学手段の確保が必要です。
また、経済的な理由により、就学困難な児童・生徒への就学援助の充実が求められています。
- これまで、旧基準により建築された校舎・屋内運動場の改築・改修・耐震補強を実施し教育環境の整備に努めてきました。
今後は、老朽化した学校施設の大規模改造等を検討する必要があります。
- 学校給食を通じて、児童・生徒の心身の健全な発達に努めてきました。
今後は、各小中学校の食に関する指導と連携し、地域の食文化、産業についての理解を深める教育が必要です。



第3章 「基礎戦略2」 総合力豊かな人材を育てるまちづくり



2 施策の方向（目指す姿）

① 生きる力の育成

(1) 学び考える力

児童・生徒一人ひとりに知識や技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などを育み、主体的な学習態度が養われるよう授業改善と充実に努めます。

また、主体的な学びを支援するために、学びのサポート学習塾などを開設し、家庭学習の推進を含め、自ら進んで学習に取り組む学習環境の整備・充実に努めます。

(2) 豊かな心の育成

道徳の時間を要として、教育活動全体を通して、生命や自然、伝統・文化を尊重する精神、思いやりの心や感性豊かな心を育むとともに、人間関係の深まり、規範意識の高まりを求め、道徳教育や特別活動、体験的な学習の充実に努めます。

また、小規模校においては、積極的に集合学習の実施に努め、多くの交流体験から社会性を豊かに育むことができるよう小規模・複式教育の充実に努めます。さらには、市内全域による音楽発表会を実施するなど交流促進に努めます。

その他、学校・地域・家庭との連携・協働による教育を推進し、地域への愛着をもつ

第1章 序論
第2章 基本構想
第1章 重点戦略
第2章 基礎戦略1
第3章 基礎戦略2
第4章 基礎戦略3
付属資料



た児童・生徒の育成に努めます。

③ 健やかな体の育成

健康や安全に対する知識や技能を育み、健康の保持増進と体力向上に取り組む態度を養うとともに安全意識の高揚に努めます。

また、各種大会・コンクールへの出場を支援し、心と体の健やかな成長の促進を図ります。

② 国際理解教育の充実

生きた英語や異文化に直接触れる機会を多く提供し、学校における国際理解教育や英語教育の充実を図ります。

また、中学生と高校生を海外に派遣し、直接、外国の生活や文化などの一端に触れる機会を提供することで、国際感覚を豊かにし、グローバル社会に適応した知識や能力の伸長を図ります。

③ 特別支援教育の充実

「共に学び、共に育つ」インクルーシブ教育システム(※1)を推進するとともに、「個別の指導計画」などによる個々の教育的ニーズに応じた効果的な指導を充実させます。

そのために、各学校にくじかがやき特別支援教育支援員(※2)を配置し、適宜、児童・生徒を支援していきます。

④ 情報教育の充実

高度発展する情報化社会に主体的に対応するため、情報モラル教育などの充実を図るとともに、学校、保護者、地域と連携を図って、推進していきます。

また、学びの意欲化、情報活用能力の育成を図るため、ICT機器を積極的に活用した授業の推進を目指し、教員のICT活用指導力向上に努め、そのためのICT機器の充実など環境整備を推進します。

⑤ 学習環境の充実

遠距離通学支援については、児童・生徒数を勘案しながら、スクールバス・タクシーの運行など各地区及び学校に応じた通学支援を行います。

また、就学援助については、支給費目の追加など、援助事業の充実に取り組みます。

⑥ 学校施設の充実

学校施設については、市公共施設等総合管理計画との整合を図りながら改築・改修を行い、児童・生徒に快適な教育環境を提供し、安心・安全な学校生活の確保に取り組めます。

⑦ 学校給食の充実

学校給食を通じた児童・生徒の心身の健全な発達、地場産品の利用による地産地消及び食育の推進に努めます。

※1 インクルーシブ教育システム…障がいのある者となない者が可能な限りともに学ぶ仕組み

※2 くじかがやき特別支援教育支援員…通常学級に在籍しながらも特別に支援が必要な児童・生徒がいる学校等に対して、当該児童・生徒へのきめ細かな指導を実現するとともに、学校生活を充実させる目的で配置している支援員



第3章 「基礎戦略2」 総合力豊かな人材を育てるまちづくり

3 施策展開における役割

<p>市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域は登下校の安全対策として、スクールガード等に協力することが期待されます。 ・地域・事業者は、食育推進の役割を果たすことが期待されます。 ・家庭は、児童・生徒の正しい食習慣を身につけるための役割を果たすことが期待されます。 ・市民は、「学びのサポート学習塾」、「総合的な学習の時間」等の講師としての役割を果たすことが期待されます。
<p>市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就学支援チーム（※3）では、情報提供などの連携を図る他、学校や保育園の訪問や研修会を通じ、指導方法の理解を深め、子ども・保護者・学校・保育園などの支援を図ります。 ・教員の指導力向上のための支援を行うほか、各種事業の実施のための環境整備に努めます。また、学校・地域・家庭の連携・協働による推進を図ります。 ・主体的な学びを支援するため、学びのサポート学習塾を開設するなど、学習環境の整備・充実を図ります。 ・社会性を豊かに育むことができるよう、集合学習等の充実を努めます。 ・中高生海外派遣事業の実施など、国際理解を深め、国際社会に対応できる豊かな人間性を持った人材の育成に努めます。また、各学校へ外国語指導助手（※4）を派遣し、国際理解教育・英語教育充実のための取り組みを進めます。 ・くじかがやき特別支援教育支援員の配置に努めます。また、就学支援コーディネーターを中心に就学支援チームの連絡調整や関係機関の連携に努めます。 ・情報教育充実のため、学校と連携しながら環境整備を推進する他、教員のICT活用指導能力向上のための支援を行います。また、家庭と連携しながら情報モラル教育の充実を図ります。 ・学校施設の適正な保守管理を図りながら、施設の改修等、計画的な整備に努めるほか、快適な学習環境を提供するための計画的な学校改築に努めます。 ・地域やPTAと連携し食育への理解と推進を図ります。 ・地元食材の利活用推進を図ります。

※3 就学支援チーム…「保健推進課」「社会福祉課」「子育て支援課」「特別支援学校」「相談支援専門員」「教育委員会」で構成し、学習面、行動面で支援が必要な子どもたちを対象に、教育支援を行っている組織

※4 外国語指導助手…小学校外国語活動や中学校英語教育の充実を目的に市で雇用している外国人（略ALT）

第1章 序論
第2章 基本構想
第1章 重点戦略
第2章 基礎戦略1
第3章 基礎戦略2
第4章 基礎戦略3
付属資料



4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
特色ある学習活動事業	市	①総合的な学習の時間の推進を支援する。 ②市内学校が一堂に会した音楽発表会を行う。 ③小規模学校の合同学習を行う。
教育研究所運営事業	市	授業改善調査研究を実施し、教員の資質の向上を図る。
小中学校文化・体育大会参加補助金交付事業	市（補助）	教育課程に基づく特別活動の各種大会（県大会以上）への参加経費を支援する。
中高生海外派遣事業	市（補助）	中高生を海外に派遣し、学校生活やホームステイ等の実施を支援する。
外国語指導助手招へい事業	市	外国語指導助手を招へいし、市内小・中学校で英語指導及び外国語活動補助を行う。
くじかがやきプラン事業	市	発達障がい等特別な支援の必要な児童・生徒が在籍している学校に支援員を配置し、児童生徒の学習支援や教員補助を行う。
学校適応指導事業	市	適応指導教室を開設し、不登校児童・生徒の受入・指導、学校との連絡調整や教育相談を行う。
学びのサポート学習塾事業	市	長期休業等に小・中学生を対象とした学習指導を行う。
就学指導委員会事業	市	適切な就学を図るため諮問機関として就学指導委員会を設置する他、就学支援コーディネーターを置き、関係機関が連携して適切な支援を行う。
情報処理教育振興事業	市	教育用コンピュータシステムを管理運用する。
遠距離通学支援事業	市	スクールバス及びスクールタクシー等を運行する。
就学援助事業	市	就学困難な児童・生徒への就学のための援助を行う。
小中学校改修事業	市	小・中学校施設の計画的な改築・改修を行う。



第3章 「基礎戦略2」 総合力豊かな人材を育てるまちづくり

5 目標（基準：平成26年度）

指 標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
学習状況が良好な児童生徒の割合（％） ※上段：小、下段：中	87.5 72.0	88.5 74.0	89.0 76.0	89.5 78.0	90.0 80.0	90.0 80.0
英語の授業がわかる生徒の割合（％）	71.7	73.5	74.0	74.5	75.0	75.0
中高生海外派遣事業派遣者数（人）※再掲	10	10	10	10	10	10

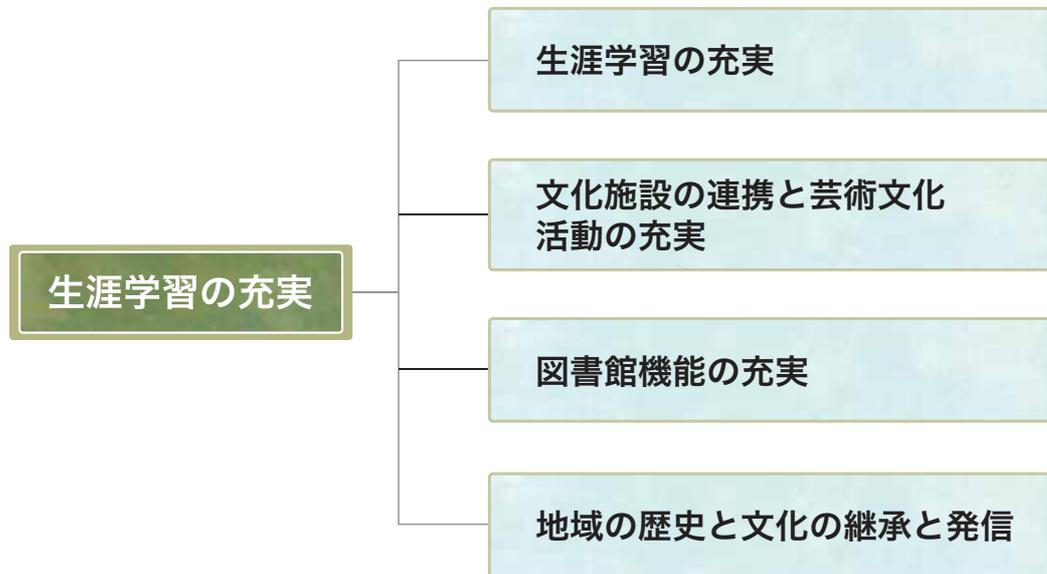


第1章 論
第2章 基本構想
第1章 重点戦略
第2章 基礎戦略1
第3章 基礎戦略2
第4章 基礎戦略3
付属資料

- 市では、久慈市生涯学習推進本部の設置により生涯学習支援、市内の人材を活かした学習機会の提供を実施しており、市民からの需要も高まっています。
地域の活動が活発化することで地域力が高まり、さらに学校・家庭・地域がより連携できるように、多種多様な学習機会の提供が求められています。
- 市民の芸術文化活動へのニーズは幅広く、多様なジャンルの事業の提供のほか、芸術文化団体を中心とした音楽、美術、演劇など、市民の芸術文化に対する関心が一層高まっています。
今後は、さらなる芸術文化の鑑賞機会や発表会などの活動機会の充実のほか、芸術文化団体との情報共有と相互交流の促進など、芸術文化活動を楽しむことができる環境の充実を図る必要があります。また、芸術文化活動の拠点施設として機能できるよう文化施設の充実のため、文化施設の改修と民間ノウハウの導入による効率的な施設管理運営が求められています。
- 図書館は生涯学習を推進する施設として、多様化する住民のニーズに対応するため、資料の充実を図るとともに専門的で質の高いサービスが求められています。
また、利用者に偏りがみられることから、市民だれでも気軽に利用できる心地よい場所であるとともに、将来を担う子供たちの健やかな成長に役立つサービスが求められています。
- 市内に所在する文化財の調査及び保護、郷土芸能保存団体の支援、埋蔵文化財の調査などを実施しています。
地域に伝わる文化財、古民具、伝承などの調査と記録、保護を今後とも継続していくとともに、広く情報発信を行い、久慈市の歴史と文化を市の内外に周知することが必要です。また、市の歴史と文化を「見て学ぶ」ことのできる施設の充実が求められています。
郷土芸能の伝承については、郷土芸能保存団体の構成員の高齢化が進んでおり、若い世代の担い手の育成が求められています。



第3章 「基礎戦略2」 総合力豊かな人材を育てるまちづくり



2 施策の方向（目指す姿）

① 生涯学習の充実

学校・家庭・地域が連携し、親子が元気になる家庭教育支援、地域ぐるみで子育てできる環境づくり・意識の高揚を目指します。また、「いつでも、どこでも、だれでも」学習できる環境を整備するとともに、子どもから高齢者までの多種多様な学習意欲を喚起・支援するための学習機会を提供します。

生涯学習社会の充実を図るため、久慈市社会教育行政中期計画を策定し、各種事業を体系的に実施するとともに、各種社会教育関係団体などの育成・支援に努めます。

また、公民館のコミュニティセンター化を推進し、地域とともに各種社会教育事業を実施し、地域力の向上をめざします。

② 文化施設の連携と芸術文化活動の充実

市民の芸術文化活動への幅広いニーズに応えるため、多様なジャンルの事業提供と情報発信に努めるとともに、市民が芸術文化活動を楽しむことができるよう、芸術文化団体との情報共有と相互交流を促進しながら環境の充実を図ります。

また、芸術文化の拠点施設として機能できるよう、文化施設の充実を図りながら効率的な施設運営に努めます。

③ 図書館機能の充実

将来に渡って市民の自ら学ぶ機会を保障するため、郷土資料の保存を含めた図書資料の整備に努めるとともに、地域活動を促進する情報センターとして暮らしを豊かにする情報提供を推進します。また、幅広い学習ニーズに対応し、多くの市民の利用を図るた



め、「第2期中心市街地活性化基本計画」に基づき整備する駅前複合施設に久慈市立図書館を移転し、更なる図書館機能の充実に努めます。

さらに、将来を担う子どもたちの健やかな成長を促すため、各年代に応じた読書環境の整備に努めます。

④ 地域の歴史と文化の継承と発信

地域に残る文化財などの調査を実施する体制を充実させ、保存と情報の発信に努めます。また、郷土芸能の保存と継承を図るとともに、新たな担い手の育成に努めます。

3 施策展開における役割

<p>市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、個々の趣味活動や地域活動に参加することで、生涯を通して学び、子どもを育む地域力の向上に協力することが期待されます。 ・市民は、幅広い芸術文化活動へ積極的に参加することが期待されます。 ・市民は、地域に伝わる文化財などに対する保護意識を持つとともに、伝統芸能や地域の伝統行事の担い手として積極的に活動に参加することが期待されます。 ・社会教育関係団体などは、地域で各種事業を展開し、地域ぐるみで青少年健全育成に寄与することが期待されます。 ・芸術文化団体は、芸術文化活動の推進と人材を育成することが期待されます。 ・地域住民や団体は、読書活動を通して地域の連帯を深めるとともに、郷土資料などを活用し、地域愛に触れる場を提供することが期待されます。 ・自治会は、地域に伝わる文化財などの保護と管理、郷土芸能や地域に伝わる伝統行事などの伝承を、地域活動として運営していくことが期待されます。
<p>市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・家庭・地域が連携できるための体制づくりと多種多様な学習機会の提供・支援を行います。 ・市民の芸術文化活動への支援と芸術文化活動の拠点となる文化施設の充実に努めます。 ・ボランティアなどと連携し、各年代における読書環境の整備を行い、将来にわたる学習を支援します。 ・文化財保護に係る専門的な知識を持った職員を育成し、各種文化財などの調査記録を行うとともに、情報を発信し保護意識の啓発を図ります。また、郷土芸能の発表の場を設け、郷土芸能保存団体の活動を支援するなど、伝承活動を支えていきます。



第3章 「基礎戦略2」 総合力豊かな人材を育てるまちづくり

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
学校・家庭・地域の連携協力推進事業	市	「放課後子ども活動支援」「家庭教育支援」「学校支援」を有機的に組み合わせる教育支援活動を行う。
公民館類似施設社会教育事業費補助事業	市	類似公民館の自立した社会教育活動を支援する。
文化会館自主事業	市	市民のニーズに応じた様々なジャンルの鑑賞型事業のほか、育成型事業、市民参加型事業を行う。
久慈駅前整備事業（図書館）	市	久慈駅前に複合施設を整備し施設内に久慈市立図書館を移転する。
図書館で行う子育て応援事業	市	子ども達の読書活動を推進する機会の提供やボランティア活動の支援を行う。
文化財保管・展示事業	市	文化財の適正管理と一般への公開を行う。

5 目標（基準：平成26年度）

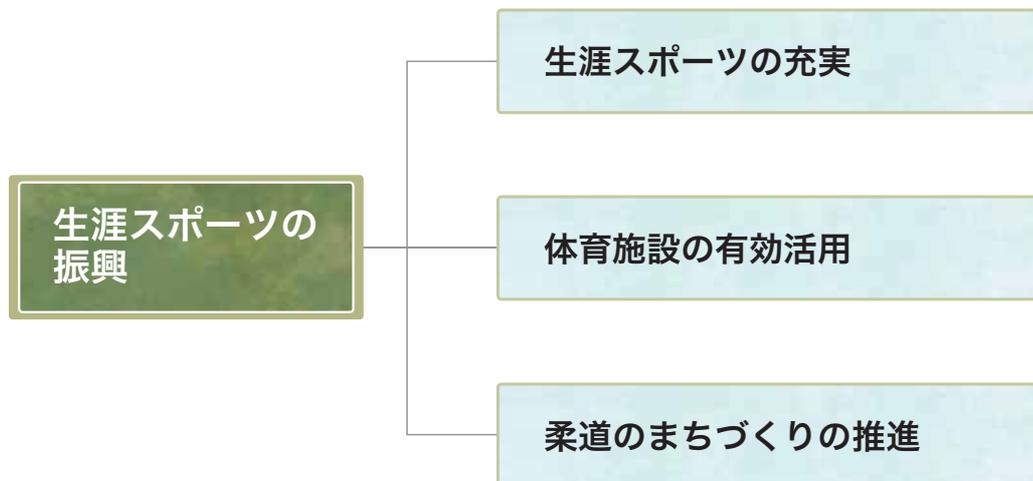
指標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
市民1人あたりの社会教育施設(公民館)利用回数(回)	3.65	3.89	3.93	3.98	4.02	4.06
文化施設利用者数(人)	99,700	100,200	100,700	101,200	101,700	102,200
市民1人当たりの貸出冊数(冊)	3.6	4	4	4	6	7



第1章 論
第2章 基本構想
第1章 重点戦略
第2章 基礎戦略1
第3章 基礎戦略2
第4章 基礎戦略3
付属資料

1 現状と課題

- 生涯スポーツの充実を図るためには、市民が気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりが重要であり、スポーツイベントなどへの参画意識を高めながら、関係団体との役割をしっかりと分担するなど効率的かつ効果的な取り組みを進める必要があります。また、スポーツ振興を支えるスポーツ関係団体への支援や指導者の育成が必要です。
- 老築化が進む既存体育施設について、計画的に改修を進め、多様化する市民ニーズに対応した管理運営・サービスの向上を図るとともに、有効活用・利用促進に取り組む必要があります。また、市営野球場は現在地から撤去予定となっていることから、新たに整備する総合運動公園の中でも優先的に整備を進める必要があります。
- 平成28年に岩手県で開催される国民体育大会を機に「柔道のまちづくり」を推進するため、関係団体と連携し、柔道大会の開催や選手強化・育成事業を展開するなど、柔道人口の拡大と競技力の向上に努める必要があります。三船十段記念館を柔道のまちづくりの拠点として、企画展の開催など柔道愛好者以外の市民も柔道を身近に感じるような事業を展開し、柔道のまちを広くPRするとともに、誰もが気軽に利用できるような環境をつくる必要があります。





第3章 「基礎戦略2」 総合力豊かな人材を育てるまちづくり

2 施策の方向（目指す姿）

① 生涯スポーツの充実

多様化する市民ニーズに応えるため、関係団体と協力しながら、スポーツ・レクリエーションの普及に向けて取り組み、市民の誰もが主体的、継続的にスポーツに親しみ、健康増進と体力づくりができるような環境整備、充実に努めます。また、スポーツ人口の拡大や、選手の発掘、指導者の養成を図るため、一般社団法人久慈市体育協会をはじめとした各団体との連携を強化し、競技力の向上に努めます。

平成28年開催の国民体育大会を機に、関係団体などと連携をとりながら更なる生涯スポーツの充実にに向けて取り組みを進めます。

② 体育施設の有効活用

市民の誰もが運動やスポーツに親しみ、スポーツを生活の中に取り込めるよう、活動の拠点としての体育施設の利用促進と適正管理に努め、快適な利用環境の形成を目指すとともに、施設の計画的な改修整備を進めます。

また、久慈市総合運動公園基本構想に基づき、施設の整備を推進します。

③ 柔道のまちづくりの推進

「柔道のまちづくり」を推進するため、国民体育大会柔道競技開催を機に関係団体と連携しながら、柔道大会・講習会などを開催し、柔道の普及発展と競技力の向上を図るとともに、柔道の普及に効果的・計画的な事業を推進しつつ、市内外に「柔道のまち久慈」を情報発信し、地域活性化に努めます。

「柔聖」三船久蔵十段の偉業と功績を後世に伝えるため、資料収集活動や企画展の開催などにより、その業績を市内外に広くPRするとともに、柔道の指導及び普及の拠点施設として適切な管理運営を図りながら、柔道人口の拡大や青少年の健全育成に努めます。

また、柔道競技者以外の利用者のすそ野を広げ、市民の健康増進の為、気軽に利用してもらえる施設を目指します。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割

- ・市民は、ライフステージに合わせた各種スポーツ活動へ参加することが期待されます。
- ・久慈市体育協会・スポーツ関係団体などは、スポーツ機会の提供と促進、スポーツ団体・指導者・選手の育成に取り組むとともに、体育施設の利用促進と体育施設の適正管理に努めることが期待されます。

第1章 論

第2章 基本構想

第1章 重点戦略

第2章 基礎戦略1

第3章 基礎戦略2

第4章 基礎戦略3

付属資料

第3章 「基礎戦略2」 総合力豊かな人材を育てるまちづくり



市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯スポーツ推進体制の強化と、久慈市体育協会及びスポーツ関係団体の事業の支援に取り組みます。 ・体育施設の計画的な改修と総合運動公園の整備に取り組みます。 ・柔道競技力向上と地域の活性化を支援し、三船十段記念館の有効活用に取り組みます。
------	---

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
生涯スポーツ推進事業	市（補助）	各種スポーツイベントの開催・運営、各スポーツ団体へ選手育成・大会派遣費等を支援する。
体育施設維持管理事業	市	計画的な体育施設の修繕・管理・運営を行う。
柔道タウン推進事業	市	柔道の普及、競技力の向上、柔道大会の開催を行う。
総合運動公園の整備	市	財源の確保に努めながら計画的に総合運動公園の整備を行う。

5 目標（基準：平成26年度）

指標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
生涯スポーツに関する満足度平均値（ポイント） ※市民満足度アンケート	3.01	3.05	3.10	3.15	3.20	3.25
市民1人当たりの体育施設利用回数（回）	4.85	5.22	5.28	5.35	5.42	5.48
三船十段記念館入館者及び道場利用率（%） ※総人口に占める入館者及び道場利用者数の割合	25.86	28.33	28.76	29.21	29.66	30.12

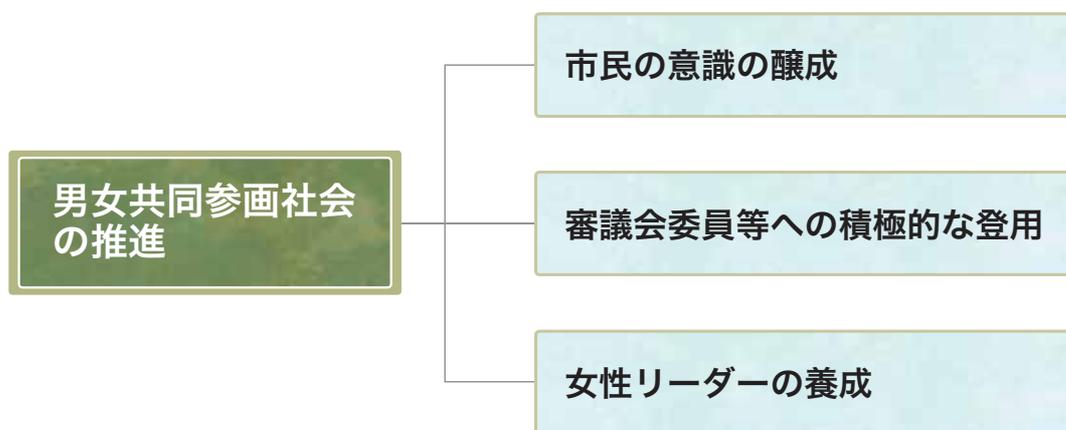
※「生涯スポーツに関する満足度平均値」のH26の欄の数値はH27の数値を使用。

第5節

男女共同参画社会の推進

1 現状と課題

- 平成26年度に第2次久慈市男女共同参画計画が策定され、『男女がともに輝き、こころ豊かなまちづくり』を基本理念とし、イベントの開催、セミナー、啓発などを進め、男女共同参画に対する市民の理解は徐々に深まっています。
しかし、職場、学校、地域、家庭などあらゆる分野の中で長年形成されてきた、性別役割分担意識、社会慣行、制度は依然として残っています。
- 基本理念に基づき個人の人権が尊重され、男女が性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するためには、取り組みを継続することが必要です。
- 男女が性別に関係なく家事・育児・介護と仕事を両立できるように支援していくとともに、政策・方針の決定過程において、女性の新しい発想や能力を活用し、地域活性化につなげていけるよう、女性の地位向上に向けて取り組んでいく必要があります。



2 施策の方向（目指す姿）

① 市民の意識の醸成

個人の人権が尊重され、男女が性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を推進するため、市民や企業など、社会を構成するあらゆる人々が、性別にとらわれない生き方や社会への参画の必要性についての認識を持ち、理解を深めるための広報や啓発活動に努めます。

② 審議会委員等への積極的な登用

女性の豊かな発想や能力を生かし、政策・意思決定の場を含むあらゆる分野へ女性が参画することがますます期待されます。特に政策・意思決定過程の場へより多くの女



性の登用が望まれており、各種審議会・委員会などにおける女性委員の登用の比率をさらに高め、意思決定の場への参画を推進していきます。

③ 女性リーダーの養成

女性や若者が持つ、新しい発想や能力を活用することが地域の活性化には不可欠であり、その持てる能力と意識を高め、男女共同参画の視点に立った行動ができる人材・リーダーの育成に努めます。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、男女共同参画の基本理念に対する理解と実践、制度の見直し、役割分担意識の解消が図られることが期待されます。 ・事業者及び任意団体などは、男女行動参画の基本理念を理解し、女性役員の登用を積極的に進めることが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等意識の啓発、事業者、任意団体への働きかけを行います。 ・政策・方針の決定過程における男女共同参画の仕組みづくりを行います。 ・審議会・委員会などへ向けた女性登用を呼びかけます。 ・児童・生徒へのキャリア教育の支援を行います。

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
男女共同参画推進事業	市	セミナーや出前講座等を開催する。
男女共同参画サポーター養成講座	県・市	県主催のサポーター養成講座に参加者を推薦する。

5 目標（基準：平成26年度）

指標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
男女共同参画に係る出前講座（回）	4	5	5	5	5	5
審議会等における女性委員登用率（％）	35.9	36.0	37.0	38.0	39.0	40.0
男女共同参画サポーター認定者数（人）	32	36	37	38	39	40